別紙－2①

工事成績評定の考査項目別運用表（土木工事）

※ 該当するものに”レ”をする。　　　　　　　　　　　　　　作成【検査員】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	① 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		【評価対象項目】 □ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもので、工事の進捗状況に合った内容で整っている。 □ 工事材料の保管が良いことが写真等で確認できる。 □ 材料確認・段階確認が適時書面で的確に行われていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っていることが確認できる。(契約書・マニフェスト・残土処理表) □ 施工体制台帳を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 施工体系図を適確に整備していることが確認できる。 □ 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 工事の経緯が解るよう，工事打合せ簿を整理している。 □ 工事の関係書類を分かりやすく簡潔に整理していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる □ 排出ガス対策型また必要に応じ低騒音型・低振動型の建設機械及び車両を使用していることが確認できる。 □ その他　(理由：　　　　　　　　　　) 該当項目が 90% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が 80% 以上 90% 未満・・・・・ b 該当項目が 60% 以上 80% 未満・・・・・ c 該当項目が 60% 未満・・・・・・・・・・・・・・・・ d ① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　　　) ＝ 該当項目数(　　　　) ／ 評価対象項目数　　　　) ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。				□ 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば・・・・・・d □ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・・・・e

別紙－2②

※ 該当するものに”レ”をする。　　　　【検査員】

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2 施工状況</td><td rowspan="2">② 工程管理</td><td>適切である</td><td>ほぼ適切である</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや不適切である</td><td>不適切である</td></tr>
<tr><td colspan="4">【評価対象項目】
□ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、工程管理について指示事項が無い。
□ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。
□ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。
□ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。
□ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。
□ 隣接する他の工事等と積極的に工程調整を行っている。
□ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。
□ 休日の確保を行っている。
□ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。
□ その他　（理由：　　　　　　　　　　　　　）

該当項目が 90% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が 80% 以上 90% 未満・・・・・ b
該当項目が 60% 以上 80% 未満・・・・・ c
該当項目が 60% 未満・・・・・・・・・・・・・・・・ d

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　　　）＝ 該当項目数（　　　　）／ 評価対象項目数　　　　）
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。</td><td>□ 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。
該当すれば・・・・・・d

□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
該当すれば・・・・・・e</td></tr>
</table>

別紙－2③

※ 該当するものに”レ”をする。

【検査員】

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2 施工状況	③ 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		【評価対象項目】 □ 「監督段階におけるチェックシート」のうち、安全対策について指示事項が無い。 □ 災害防止協議会等を1回／月以上行った記録が整理され確認できる。 □ 店社パトロールを1回／月以上行った記録が整理され確認できる。 □ 安全巡視，TBM，KY，新規入場者教育を実施し，記録・写真が整備されている。 □ 新規入場者教育の内容に，当該工事の現場特性を反映し，記録・写真が整備されている。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施し，記録・写真が整備されている。 □ 隣接または関連する他の工事等と積極的に安全協議を行っていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生していない。 □ 使用機械，車両等の点検整備管理記録が整理され確認できる。 □ 過積載防止に取り組んだ記録が整理され確認できる。 □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ 作業員休憩所設置等，作業環境の改善に努めている。 □ その他　（理由： 該当項目が 90% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が 80% 以上 90% 未満・・・・・ b 該当項目が 60% 以上 80% 未満・・・・・ c 該当項目が 60% 未満・・・・・・・・・・・・・・・・・ d ① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　　　) ＝ 該当項目数(　　　　) ／ 評価対象項目数　　　　) ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。				□ 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 該当すれば・・・・・・d □ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 該当すれば・・・・・・e

別紙－2④

※　該当するものに”レ”をする。　　　　　　　　　　　　　　　　【検査員】

考査項目	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3　出来形及び出来ばえ ①　出来形		出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b’に該当しない。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

一般土木工事（水道工事及び通信・受変電・機械・電気の各設備工事を除く）

［評価対象項目］

- ☐ 出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- ☐ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- ☐ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。

●判断基準

項目	ばらつき 50% 以下	ばらつき 80% 以下	ばらつき 80% を超える
5	a	b	c
4	a	b	c
3	a’	b	c
2	b	b’	c
1	b’	c	c
0	c	d	d

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善され
該当すれば・・・・・・d

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。
該当すれば・・・・・・e

水道工事（配管工事）（施設新設工事）（施設改造工事）（施設新設工事：杭基礎のある場合）

［評価対象項目］

- ☐ 出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられており，確認できる。
- ☐ 出来形測定において，不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。
- ☐ 自社の管理基準を設定し，適切に管理している。
- ☐ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- ☐ 出来形管理基準が定められていない工種について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。
該当すれば・・・・・・d

☐ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。
該当すれば・・・・・・e

	通信設備(情報ボックスを含む)・受変電設備工事	[評価対象項目] □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定(試験)結果が，その都度管理図表などに記録され，適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状，寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付，固定方法が，設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が，ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば・・・・d □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば・・・・e
	機械設備工事	[評価対象項目] □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり，出来形の確認ができる。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し，出来形の確認ができる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 □ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており，出来形の確認ができる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 □ 分解整備における既設部品等の摩耗，損傷等について，整備前と整備後の老化状況及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば・・・・d □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば・・・・e
	電気設備工事	[評価対象項目] □ 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう，出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ 機器等の測定(試験)結果が，その都度管理図表などに記録され，適切に管理していることが確認できる。 □ 写真管理基準の管理項目を満足している。 □ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について，監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ 設備全般にわたり，形状，寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 □ 設備の据付，固定方法が，設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 □ 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 □ 行先などを表示した名札が，ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 □ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば・・・・d □ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば・・・・e

別紙－2⑤

※ 該当するものに”レ”をする。 【検査員】

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ		□ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]						

② 品質

道路改良工事，河川工事，護岸工事

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50% 以下	80% 以下	80% を超える	
評価基準	90% 以上	a	a'	b	b
	75% 以上 90% 未満	a'	b	b'	b'
	60% 以上 75% 未満	b	b'	c	c
	60% 未満	b'	c	c	c

① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の評価項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　　　)＝ 該当項目数(　　　　)／評価対象項目数(　　　　)
④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

[評価対象項目]

- □ 施工にあたって，床堀箇所の湧水及び滞水等は，排除して施工していることが確認できる。
- □ 埋戻し材料について，適切なものを使用していることが確認できる。
- □ 基礎工において，掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。
- □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
- □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。
- □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
- □ 植生工で，植生の種類，品質，配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □ 緑化ブロック，石積(張)，法枠，かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が，裏込材の吸出しが無いよう行っていることが確認できる。
- □ 石積(張)工において，大きさが均一で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。
- □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 根固工，水制工，沈床工，捨石工等において，材料の連結及びかみ合わせが適切であることが確認できる。
- □ 指定材料の品質が，証明書類で確認できる。

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。

該当すれば・・・・・・d

□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。

該当すれば・・・・・・e

コンクリート構造物(橋梁下部工事・RC床版工事を含む)	［評価対象項目］ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

函渠工事	［評価対象項目］ □ 施工基面の支持地盤の強度確認を行っている。 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度･w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 二次製品の品質が品質証明書等で確認できる。 □ 二次製品が適切に保管されていることが確認できる。 □ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。 □ 縦締めPC鋼棒の緊張力の確認を行って，グラウト注入を施工していることが確認できる。 □ 継ぎ目部の目地が適切に施工されていることが確認できる。 □ 呑み口，吐け口，集水桝等の取付けコンクリートが適切に施工されている。 □ 有害なクラックが無い。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

アスファルト舗装工事	［評価対象項目］ 路床・路盤工 ☐ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工の密度管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 ☐ 路盤の施工に先立って，路床面，下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 舗装工の施工にあたって，上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において，一層の仕上がり厚を20cm以下とし，各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ☐ 路床盛土において，構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが，タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 アスファルト舗装工 ☐ アスファルト混合物の品質が，配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 ☐ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。 ☐ 舗設後の交通開放が，定められた条件を満足していることが確認できる。 ☐ 各層の継ぎ目の位置が，設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 ☐ 縦継目及び横継目の位置，構造物との接合面の処理等が，適切であることが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって，気象条件を配慮していることが確認できる。 ☐ 密度管理が適切であることが確認できる。 ☐ 既設舗装構成または強度確認を行っている。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

コンクリート舗装工事	［評価対象項目］ 路床・路盤工 □ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 □ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。 □ 路床及び路盤工の密度管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □ 路盤の施工に先立って，路床面，下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ 舗装工の施工にあたって，上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 □ 路床盛土において，一層の仕上がり厚を20cm以下とし，各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ 路床盛土において，構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが，タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 コンクリート舗装工 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 舗装金網が適切に配置してあることが確認できる。 □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
維持修繕工事(清掃工，除草工，付属物工，応急処理，)	［評価対象項目］ □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督員の指示事項に対して，現地状況を勘案し，施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 均一な施工及び仕上げが確認できる。 □ 施工表面に乱れがないことが確認できる。 □ 緊急的な作業において，迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □ 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

防護柵(網)，標識等設置工事	［評価対象項目］ □ 防護柵設置要綱，視線誘導標設置基準，道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において，地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって，無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 □ 防護柵等の支柱の施工にあたって，既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 □ 防護柵の支柱の根入長が，仕様を満足していることが確認できる。 □ ガードケーブルを支柱に取付ける場合，設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合，打設したコンクリートが指定強度以上であることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
区画線等設置工事	［評価対象項目］ □ ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が，10％以下であることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理が，写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 区画線の厚さが供試体で仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が，仕様を満足していることが確認できる。 □ 区画線の施工にあたって設置路面の水分，泥，砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。 □ 区画線を消去の場合，表示材(塗料)のみの除去となっており，路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □ プライマーの施工にあたって，路面に均等に塗布していることが確認できる。 □ 区画線の材料が，仕様を満足していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

水道工事（配管工事）	［評価対象項目］ □ 使用材料の品質が写真及び品質証明等で確認できる。 □ 掘削深・掘削幅が設計図書に忠実に確保されている。 □ 基面整正を適切に行い，均一な床均しが確認できる。 □ 水替えを適切に行っている。 □ 管周基礎材の埋戻しを適切に行っている。 □ 管の接続が手順に従って確実に行われている。 □ 管の被覆スリーブの施工が確実に行われている。 □ 埋戻しの締固めを適切な条件で施工している。 □ 管埋設部に異物（転石，木片等）がないことが確認できる。 □ 通水（水圧）テストの記録が確認できる。 □ X線による検査を行った場合，異常がない。 □ 採取された舗装のコアは規格値以内である。 □ 推進機の機能が土質に適合し，推進力のチェックなどが行われており，かつ安全であることが確認できる。 □ 工法による推進精度の管理が適切に行われている。 □ 掘削土量と推進量のバランスが適切であることが確認できる。 □ 鋼製カラー，ゴム輪などの継手材料が適正で，かつ適切に施工されていることが確認できる。 □ 鞘管方式の場合，本管据付に係るスペーサーの配置等が適正であり，また，中込材が適切な配合のもと設計注入量が注入されたことが確認できる。 □ 薬液注入材が適正であり，適切な注入率のもと，設計注入量が注入されたことが確認できる。 □ 滑材・推進添加剤・裏込め注入材が適正であり，適切な配合のもと，設計注入量が注入されたことが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

下水道(開削，沈埋)工事	［評価対象項目］ □ 掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 一層あたりのまき出し厚を管理し，締固めが適切にされていることが確認できる。 □ 砂基礎の締固めを適切な条件で施工していることが確認できる □ 材料の品質が，証明書類で確認できる。 □ 管など材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 □ 継手の施工が適切に行われていることが確認できる。 □ マンホール等二次製品の吊り上げ及び組立時において適切に施工していることが確認できる。 □ インバートが適切に施工されていることが確認できる。 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。 □ 路床又は路盤工の密度管理等が仕様を満足していることが確認できる。 □ アスファルト混合物の品質が，配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 □ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。 □ 縦継目及び横継目の位置，構造物との接合面の処理等が，適切であることが確認できる。 □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって，気象条件を配慮していることが確認できる。 □ 泥土の比重管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 高さ調整棒等使用し，高さ管理を行っていることが確認できる。 □ 周辺地盤との重量バランスを考慮し，壁面安定液の比重を管理したうえで施工していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

下水道(推進)工事	［評価対象項目］ □ 材料の品質が，証明書類で確認できる。 □ 管など材料の保管管理が適切に行われていることが確認できる。 □ 掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。 □ インバートが適切に施工されていることが確認できる □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 薬液注入材が適正であり適切に注入されたことが確認できる。 □ 滑材，推進添加剤，裏込め注入材が適正であり適切に施工されていることが確認できる。 □ 推進機の機能が土質に適合し推進力のチェックなどが行われていることが確認できる。 □ 推進精度の管理が適切に行われていることが確認できる。 □ 継手の施工が適切に行われていることが確認できる。 □ 鞘管において，スペーサー及び中込注入が適切に施工されていることが確認できる。 □ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。 □ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
下水道(管渠更生)工事	［評価対象項目］ □ 材料の品質が，証明書類で確認できる。 □ 管内洗浄が十分であることが確認できる。 □ 既設管の状態を確認し補修等行っていることが確認できる。 □ 適切な温度で施工されていることが確認できる。 □ 適切な圧力で施工されていることが確認できる。 □ 硬化時間が適切であることが確認できる。 □ 嵌合わせの状態が適切であることが確認できる。 □ 管口が適切に仕上げられていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

下水道(圧送管)工事	[評価対象項目] ☐ 材料の品質が，証明書類で確認できる。 ☐ 施工基面の均一な施工が確認できる。 ☐ 一層あたりのまき出し厚を管理し，締固めが適切にされていることが確認できる。 ☐ 管埋設に転石木片等の異物が無いことが確認できる。 ☐ 路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。 ☐ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。 ☐ 管切断が直角であり切断面の処理が適正に行われていることが確認できる。 ☐ 挿入標線の確認，融着及び冷却が適正に行われている。 ☐ 融着完了の確認がなされている。 ☐ 薬液注入材が適正であり適切に注入されたことが確認できる。 ☐ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。 ☐ 水圧試験，真空試験等が適切に行われていることが確認できる。 ☐ X線による試験を行った場合異常がない。 ☐ 配管接合作業が継手チェックリストにより適切に管理されている。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

工種	評価対象項目	評価
基礎工事（地盤改良工事等含む）	［評価対象項目］ 杭　（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等） □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており，その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において，杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度，鉛直度等が，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが，掘削深さ，掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について，トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度，排出土砂，孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋，スペーサーの配置及びコンクリート打設等を，適切に施工していることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。 地盤改良 □ 施工前に安定材の配合試験を行っている。 □ 改良材のバッチ管理記録が整理され，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重，スラリー噴出量，強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し，改良材の選定，必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに，十分な強度及び支持力を確保していることが現場採取などで確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
土工（切土，盛土，築堤等）工事	［評価対象項目］ □ 湧水，雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。 □ 段切りを適切に行っていることが確認できる。 □ 置換えのための掘削を行うにあたり，掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 締固めが定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 一層あたりの締固め厚を管理し，適切に施工していることが確認できる。 □ 構造物周辺の締固めを定められた条件で行っていることが確認できる。 □ CBR試験等，現場土質試験に基づき，適切な施工方法及び材料を使用していることが確認できる。 □ 購入土の品質を使用前に確認し，施工していることが確認できる。 □ 芝及び種子材等を適切に保管し，管理していることが確認できる。 □ 透水試験等，定められた試験を行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂が無い。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

法面工事(法枠工)	[評価対象項目] 共通 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特にコンクリート又はモルタル吹付工,法枠工) ☐ 施工に際して,品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり,法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように,排水対策を実施していることが確認できる。 法枠工 ☐ 使用する材料の種類,品質及び配合が,設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ アンカーを設計図書どおりの挿入長で施工していることが確認できる。 ☐ 現場養生が,適切に実施されていることが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり,指定強度を満足していることが確認できる。 ☐ 枠内に空隙が無いことが確認できる。 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ 層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため,監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため,検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
法面工事(コンクリート又はモルタル吹付工)	[評価対象項目] 共通 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特にコンクリート又はモルタル吹付工,法枠工) ☐ 施工に際して,品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり,法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように,排水対策を実施していることが確認できる。 コンクリート又はモルタル吹付工 ☐ 使用する材料の種類,品質及び配合が,設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 金網の重ね幅が,10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ 金網が破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吸水性の吹付け面において,事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 吹付けを2層以上に分割して施工している場合,層間にはく離が無いことが確認できる。 ☐ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり,指定強度を満足していることが確認できる。 ☐ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 ☐ 法肩の吹付けにあたり地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため,監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため,検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

法面工事（種子，客土，厚層基材吹付工）	［評価対象項目］ 共通 ☐ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特にコンクリート又はモルタル吹付工，法枠工） ☐ 施工に際して，品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 ☐ 盛土の施工にあたり，法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 ☐ 雨水による崩壊が起こらないように，排水対策を実施していることが確認できる。 種子、客土、厚層基材吹付工 ☐ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 ☐ ネット等の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。 ☐ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 ☐ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☐ 使用する材料の種類，品質，配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
通信設備（情報ボックスを含む）・受変電設備工事	［評価対象項目］ ☐ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ☐ 材料及び構成部品の品質及び形状について，設計図書等と適合が確認できる証明書等を整備していることが確認できる。 ☐ 材料の品質照合の結果が，品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ 設備，機器の品質，機能及び性能が，成績等で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☐ ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。 ☐ 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ☐ 完成図書において，設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 完成図書において，単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 ☐ 設備全体及び各機器において，設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ☐ 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ☐ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ☐ 設備の構造において，点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 該当項目が 90% 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が 80% 以上 90% 未満・・・・・ a’ 該当項目が 70% 以上 80% 未満・・・・・ b 該当項目が 60% 以上 70% 未満・・・・・ b’ 該当項目が 60% 未満・・・・・・・・・・・・・・・・ c ① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　　　）＝ 該当項目数（　　　　）／ 評価対象項目数（　　　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば・・・・d ☐ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば・・・・e

機械設備工事	［評価対象項目］ □ 材料，部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 □ 設備の機能及び性能が，承諾図書のとおり確保され，品質の確認ができる。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い，承諾図書として提出していることが確認できる。 □ 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され，品質の確認ができる。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について，品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 □ 操作制御設備について，操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，操作性にすぐれていることが確認できる。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について，試験書類を整理し品質の確認ができる。 □ 小配管，電気配線，配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 □ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 □ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について，まとめていることが確認できる。 □ 機器の配置を点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 □ 設備の構造や機器の配置が，交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し，試験成績表にまとめていることが確認できる。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し，施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 該当項目が 90% 以上･････････････････ a 該当項目が 80% 以上 90% 未満･････ a’ 該当項目が 70% 以上 80% 未満･････ b 該当項目が 60% 以上 70% 未満･････ b’ 該当項目が 60% 未満･････････････････ c ① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　　　）＝ 該当項目数（　　　　）／ 評価対象項目数（　　　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば････d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば････e
電気設備工事	□ 製作着手前に，品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 □ 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 機器の品質，機能及び性能が設計図書を満足して，成績書にまとめられていることが確認できる。 □ 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され，操作性に優れていることが確認できる。 □ ケーブル及び配管の接続などの作業が，施工計画書に記載された手順に沿って行われ，不具合が無いことが確認できる。 □ 設備の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 操作制御関係の機能及び性能が，設計図書の仕様を満足しているとともに，必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 □ 設備の総合性能が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合において，工場試験などで確認していることが確認できる。 □ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は，修正又は更新）していることが確認できる。 □ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 □ 設備の構造において，点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 該当項目が 90% 以上･････････････････ a 該当項目が 80% 以上 90% 未満･････ a’ 該当項目が 70% 以上 80% 未満･････ b 該当項目が 60% 以上 70% 未満･････ b’ 該当項目が 60% 未満･････････････････ c ① 当該「評定対象項目」のうち，評価対象外の評価項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（％）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　　　）＝ 該当項目数（　　　　）／ 評価対象項目数（　　　　） ④ なお，削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当項目があれば････d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 上記該当項目があれば････e

塗装工事	［評価対象項目］ □ 塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。 □ 天候状況の確認，気温及び湿度の測定を行い，塗装作業を行っていることが確認できる。 □ 塗料を使用前に撹拌し，容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ，油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗り残し，ながれ，しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 □ 溶接部，ボルトの接合部分，構造の複雑な部分について，必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書，塗料成績表により，製造年月日，ロット番号，色彩，数量が確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
公園工事	［評価対象項目］ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ 樹木などに損傷，はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ 植生する樹木に応じて，余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ 遊具の基礎部の床堀りの施工基面において，地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 □ 埋戻し時の締め固めが適切に行われていることが確認できる。 □ 遊具のボルト，ナット等の締付けが十分であることが確認できる。 □ 遊具の建て込みが歪み等無く適切に施工されていることが確認できる。 □ 遊具にキズ，塗装のはがれ等損傷が無いことが確認できる。 □ 袋ナット等使用し安全に配慮してあることが確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

植栽工事	［評価対象項目］ □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ 樹木などに損傷，はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 □ 施工完了後，余剰枝の剪定，整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ 植生する樹木に応じて，余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
橋梁修繕工事（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）	［評価対象項目］ □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の老朽及び劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □ 使用する材料の品質が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 均一な施工及び仕上げが確認できる。 □ 施工表面に乱れがないことが確認できる。 □ ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ コンクリート打設・補修までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

橋梁(コンクリート橋)上部工事，補修工事	［評価対象項目］ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。 □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリート打設・補修までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 鉄筋等のさび落としを適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の加工及び組立を適切に施工していることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が，適切であることが確認できる。 □ プレビーム桁のプレフレクション管理が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 使用する材料の品質が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の老化及び劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

橋梁（鋼橋）上部工事	［評価対象項目］ □ 材料の種別，員数をミルシート等の書類又は現物により照合していることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ 溶接作業にあたり，溶接材料の使用が適切であることが確認できる。 □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど，きめ細やかに製作していることが確認できる。 □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 □ 塗装作業にあたり，塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 □ 素地調整を行う場合，第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 □ 塗料の空缶管理について，写真等で確実に空であることが確認できる。 □ 塗料の品質が出荷証明書，塗料成績表により，製造年月日，ロット番号，色彩，数量が確認できる。 □ ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。 □ 高力ボルトの締め付けを，中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 □ 高力ボルトの品質が，証明書類で確認できる。 □ 支承の据付で，コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 □ 架設にあたって，部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 □ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質，性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 □ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 □ 現場塗装において，温度，湿度，風速等の確認を行っていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

電線共同溝工事	工場製作関係 □ 指定材料の規格が，品質を証明する書類で確認できる。 □ 管路の通過試験を行っており，試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 □ 管路材料において接続性能試験を実施し試験結果が写真等で適切に管理していることが確認できる。 □ 継手材料が適正かつ適切に施工されていることが確認できる。（中間継手・接着剤等） □ アスファルト混合物の温度管理を，現場到着時，初期締固め前及び，交通開放前において，行っていることが確認できる。 □ 特殊部の施工基面の支持力が，均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 □ 特殊部等の施工において，隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。 □ 埋戻時の締固めが適切に施工されていることが確認できる。 □ 舗装の復旧等が適時行われ，路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが，適切に施工されていることが確認できる。 □ 管設置において，それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
シールド工事	［評価対象項目］ □ セグメントの規格，品質がミルシートで確認できる。 □ 一次覆工時におけるセグメントの組立が適切に行われていることが確認できる。 □ 掘削土量と推進機のバランスが適切であることが確認できる。 □ 推進力のチェックなどを行い土質に適合した施工を行っていることが確認できる。 □ 漏水防止工が適切に行われていることが確認できる。 □ 薬液注入が適切に施工されていることが確認できる。 □ 裏込め注入が適切に施工されていることが確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

グラウト工事	［評価対象項目］ □ 材料の品質規格証明書が整備されている。 □ 材料の保管状況が確認できる。 □ 注入材料の配合管理を適切に行っていることが確認できる。 □ ボーリング時に盛土，地山線の確認を行い，施工深度を決定し適切に管理されている。 □ 注入圧力管理を適宜適切に行っていることが確認できる。 □ 温度管理を適宜適切に行っていることが確認できる。 □ 施工前後において透水試験を行っている。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
海岸工事	［評価対象項目］ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体でることが確認できる。 □ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって，強度確認を行っている。 □ 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 □ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 □ 工事期間中，1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e
築いそ設置工事	［評価対象項目］ □ 砂など使用材料の品質が品質証明書等で確認できる。 □ 投入材料が設計図書に定められた重量を満足していることが確認できる。 □ 投入材料が設計図書に定められた比重を満足していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善さ 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

砂防工事	［評価対象項目］ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度･w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋及び鋼材の品質が，証明書類で確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ コンクリート打設までさび，どろ，油等の有害物が，鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ボルトの締付確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

地すべり防止工事・抑止杭・集水井戸工事	［評価対象項目］ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋及び鋼材の品質が，証明書類で確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ アンカーの施工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ ライナープレートの組み立てにあたり，偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 □ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。 □ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が，適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。 □ かご工，排水構造物が仕様を満足していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

水道工事(施設新築工事)	［評価対象項目］ □ 施工にあたって，床堀箇所の湧水及び滞水等は，排除して施工していることが確認できる。 □ 埋戻し材料について，適切なものを使用していることが確認できる。 □ 基礎工において，掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度･w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であり，指定強度を満足していることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ コンクリートの養生が，適切に行われていることが確認できる。 □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 □ 植生工で，植生の種類，品質，配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ 構造物の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 二次製品の品質が品質証明書等で確認できる。 □ 二次製品が適切に保管されていることが確認できる。 □ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば･･････d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば･･････e

水道工事(施設新築工事:杭基礎のある場合)	[評価対象項目] □ 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており，その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において，杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度，鉛直度等が，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが，掘削深さ，掘削土砂等により確認できる。 □ 掘削深度，排出土砂，孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が，設計図書を満足していることが確認できる。 □ 施工にあたって，床堀箇所の湧水及び滞水等は，排除して施工していることが確認できる。 □ 埋戻し材料について，適切なものを使用していることが確認できる。 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており，コンクリートの品質(強度・w／c，最大骨材粒径，塩化物総量，単位水量，アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に，温度，スランプ，空気量等必要な試験を実施しており，測定結果が確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間，打設時の投入高さ及び締固め方法が，定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) □ 型枠及び支保工の取り外しにおいて，必要なコンクリート強度で行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に，打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを，空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 □ 植生工で，植生の種類，品質，配合が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が，証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび，どろ，油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり，作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が，設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックが無い。 □ 構造物の端部や曲線部の処理が適切であり，必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ，端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 二次製品の品質が品質証明書等で確認できる。 □ 二次製品が適切に保管されていることが確認できる。 □ 吊り込み時，据付時等二次製品の品質に影響なく適切に施工していることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

	水道工事(施設改造工事)	［評価対象項目］ □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり，かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して，適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督員の指示事項に対して，現地状況を勘案し，施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 均一な施工及び仕上げが確認できる。 □ 施工表面に乱れがないことが確認できる。 □ 現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ ボルト等の締付け確認が実施され，記録を保管していることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，監督員が文書で指示を行い改善された。 該当すれば・・・・・・d □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため，検査員が修補指示を行った。 該当すれば・・・・・・e

別紙－2⑥－1，3④－1

※ 該当するものに”レ”をする。

【検査員】

考査項目	工種	a	b	c	d
3 出来形及び出来ばえ ③ 出来ばえ		優れいている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	道路改良工事，河川工事，護岸工事	［評価対象項目］ □ 構造物の通りが良い。 □ 構造物の表面状態が良い。 □ 材料のかみ合わせがよく，クラックが無い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 既設構造物との取り合いが良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
	コンクリート構造物（橋梁下部工事・RC床版工事を含む）	［評価対象項目］ □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 桝等小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。			●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
	函渠工事	［評価対象項目］ □ 構造物の通りが良い。 □ 材料の連結・かみ合わせが良い。 □ 天端仕上げ端部仕上げ等が良い。 □ クラックがない。 □ 舗装の平坦性が良い □ 全体的な美観が良い。			●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d

アスファルト舗装工事	[評価対象項目] □ 平坦性が良い。 □ 既設舗装等端部処理が良い。 □ 人孔等構造物との取り合いが良い。 □ 雨水処理が良く水溜り箇所がない。 □ 表面の仕上がりが良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
コンクリート舗装工事	[評価対象項目] □ 平坦性が良い。 □ 既設舗装等端部処理が良い。 □ 人孔等構造物との取り合いが良い。 □ 雨水処理が良く水溜り箇所がない。 □ 表面の仕上がりが良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
維持修繕工事（清掃工，除草工，付属物工，応急処理，）	[評価対象項目] □ 構造物の表面状態が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 小型構造物の仕上げが良い。 □ 既設構造物との取り合わせが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d

工種	評価対象項目	判定基準
防護柵(網),標識等設置工事	[評価対象項目] □ 支柱基礎が入念に施工されている。 □ 支柱の通り及びたてりが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷,錆及び変色が無い。 □ 標識板の向き並びに角度が良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
区画線等設置工事	[評価対象項目] □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 塗布が均一で接着状態が良い。 □ 通りが良い。 □ 視認性が良い。 □ 雨水処理を考え水溜り箇所が無い。 □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
水道工事(配管工事)	[評価対象項目] □ 施工後の後片付けが入念に実施されている。 □ 仕切弁や消化栓の設置,仕上げが良い。 □ 細部まできめ細かい施工がなされている。 □ 舗装の平坦性が良く,鉄蓋及び他の構造物へのすりつけ等が良い □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
下水道(開削,沈埋)工事	[評価対象項目] □ 管路の通りが良い。 □ マンホールの仕上げが良い。 □ インバートの仕上げが良い。 □ 舗装の平坦性が良い。 □ マンホール蓋及び他の構造物へのすり付けが良い。 □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d

下水道(推進)工事	[評価対象項目] ☐ 管路の通りが良い。 ☐ マンホールの仕上げが良い。 ☐ インバートの仕上げが良い。 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ マンホール蓋及び他の構造物へのすり付けが良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
下水道(管渠更生)工事	[評価対象項目] ☐ 内面仕上げの状態が良い。 ☐ マンホール管口処理の状態が良い。 ☐ 取付け管口処理の状態が良い。 ☐ 継手と更生管とのすりつけ状態が良い。 ☐ 嵌合わせの状態が良い。 ☐ 人孔周辺の清掃等が実施されている。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
下水道(圧送管)工事	[評価対象項目] ☐ 管路の施工が良い。 ☐ 空気井等の設置位置が適切である。 ☐ マンホールの管口の接続が良い。 ☐ 舗装の平坦性が良い。 ☐ マンホール蓋等へのすり付けが良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
基礎工事(地盤改良工事等含む)	[評価対象項目] ☐ 基面の仕上げ良い。 ☐ 通りが良い。 ☐ 天端の仕上げが良い。 ☐ 端部の仕上げが良い。 ☐ 平坦性が良い。 ☐ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d

土工(切土，盛土，築堤等)工事	[評価対象項目] □ 規定された勾配が確保されている。 □ 通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い □ 地山との取り合いが適切に施工されている。 □ 関係構造物との取り合いが適切に施工されている。 □ 切土法面の施工にあたって，法面の浮き石が除去されているなど，適切に施工されている。 □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
法面工事(法枠工)	[評価対象項目] □ 通りが良い。 □ 吹付等の状態が均一である。 □ 法肩の処理が良い。 □ 取付け部の処理が良い。 □ 表面の仕上がりが良い。 □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
法面工事(コンクリート又はモルタル吹付工)	[評価対象項目] □ 通りが良い。 □ 吹付等の状態が均一である。 □ 法肩の処理が良い。 □ 取付け部の処理が良い。 □ 表面の仕上がりが良い。 □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
法面工事(種子，客土，厚層基材吹付工)	[評価対象項目] □ 通りが良い。 □ 吹付等の状態が均一である。 □ 法肩の処理が良い。 □ 取付け部の処理が良い。 □ 表面の仕上がりが良い。 □ 全体的な美観が良い。	●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d

<table>
<tr><td>機械設備工事</td><td>[評価対象項目]
□ 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されている。
□ 運転操作性が良い。
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 土木構造物，既設設備等とのすりつけが良い。
□ 溶接，塗装，組立等にあたって，細部に渡る配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td>●判定基準
該当 5項目以上 ・・・・・a
該当 4項目 ・・・・・b
該当 3項目 ・・・・・c
該当 2項目以上 ・・・・・d</td></tr>
<tr><td>電気設備工事</td><td>[評価対象項目]
□ きめ細かな施工がなされている。
□ 公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ 動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能及び運用性が良い。
□ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
□ 操作，保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td>●判定基準
該当 5項目以上 ・・・・・a
該当 4項目 ・・・・・b
該当 3項目 ・・・・・c
該当 2項目以上 ・・・・・d</td></tr>
<tr><td>通信設備（情報ボックスを含む）・受変電設備工事</td><td>[評価対象項目]
□ 主設備，関連設備等にきめ細かな施工がなされている。
□ 公共物として，安全性の確保，環境及び維持管理等への配慮がなされている。
□ 動作状態において，電気的及び機械的な異常が無く，総合的な機能や運用性が良い。
□ 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され，総合的な性能向上への配慮がなされている。
□ 操作，保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 全体的な美観が良い。</td><td>●判定基準
該当 5項目以上 ・・・・・a
該当 4項目 ・・・・・b
該当 3項目 ・・・・・c
該当 2項目以上 ・・・・・d</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>塗装工事</td><td>[評価対象項目]
□ ケレンの施工状況が良いことが確認できる。
□ 各層の塗装状態が良いことが確認できる。
□ 細部まできめ細かな施工がなされている。
□ 補修箇所が無い。
□ 塗装表面の状態が良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td>●判定基準
該当　5項目以上　・・・・・a
該当　4項目　・・・・・b
該当　3項目　・・・・・c
該当　2項目以上　・・・・・d</td></tr>
<tr><td>公園工事</td><td>[評価対象項目]
□ 各種構造物の表面状態が良く，取り合いが良い。
□ 各種配置物の通りが良い。
□ 平坦性が良く表面の仕上がりが良い。
□ 雨水処理が良く水溜りがない。
□ 部材表面に傷，錆及び変色が無い。
□ 支柱の取り付けが堅固である。
□ 支柱の通り及びたてりが良い。
□ 植穴の仕上げが良い。
□ 全体的な美観が良い。</td><td>●判定基準
該当　5項目以上　・・・・・a
該当　4項目　・・・・・b
該当　3項目　・・・・・c
該当　2項目以上　・・・・・d</td></tr>
<tr><td>植栽工事</td><td>[評価対象項目]
□ 植穴の仕上げが良い。
□ 樹木の活着状況が良い。
□ 根元周辺の埋戻しが良い。
□ 支柱の取り付けが堅固である。
□ 植栽の配置・通りが適切である。
□ 全体的な美観が良い。</td><td>●判定基準
該当　5項目以上　・・・・・a
該当　4項目　・・・・・b
該当　3項目　・・・・・c
該当　2項目以上　・・・・・d</td></tr>
</table>

橋梁修繕工事（橋脚補強，耐震補強，落橋防止等）	［評価対象項目］ □ 施工表面の状態が良い。 □ 構造物との取り合いが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 細部の仕上げ及び取り合いが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
橋梁（コンクリート橋）上部工事，補修工事	［評価対象項目］ □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
橋梁（鋼橋）上部工事	［評価対象項目］ □ 表面に補修箇所が無い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 溶接に均一性がある。 □ 塗装に均一性がある。 □ 細部の仕上げ及び取り合いが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d
電線共同溝工事	［評価対象項目］ □ 舗装の平坦性が良い。 □ 雨水処理が良く水溜り箇所がない。 □ 構造物の通りが良い。 □ 既設舗装等端部処理が良い。 □ 人孔等構造物へのすりつけ等が良い。 □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に，がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当 5項目以上 ・・・・・a 該当 4項目 ・・・・・b 該当 3項目 ・・・・・c 該当 2項目以上 ・・・・・d

シールド工事	[評価対象項目] □ セグメントの割れ，欠けがない。 □ セグメント間の目違い，段差が少ない。 □ 継手面の防水が確実になされている。 □ ボルトの締付け状況が良い。 □ 立坑の施工が良い。 □ ケーシング内の施工が良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
グラウト工事	[評価対象項目] □ 注入材の最終処理が適切である。 □ 注入材の粉塵を処理している。 □ 終了表面の締固めを行っている。 □ 終了表面を整形し通水跡等がない。 □ 周辺土地への影響痕跡がない。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
海岸工事	[評価対象項目] □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
築いそ設置工事	[評価対象項目] □ 所定の箇所に投入されている。 □ 所定の高さまで投入されている。 □ 材料分布が均一に投入されている。 □ 砂泥等の混入による設置海域の汚濁発生がない。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c

	砂防工事	［評価対象項目］ □ 地山との取り合いが良い。 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 取付け水路など小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
	地すべり防止工事・抑止杭・集水井戸工事	［評価対象項目］ □ 地山との取り合いが良い。 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 取付け水路など小型構造物の仕上げが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d
	水道工事 (施設新設工事) (施設改造工事) (施設新設工事:杭基礎のある場合)	［評価対象項目］ □ 構造物の通りが良い。 □ 構造物の表面状態が良い。 □ 材料のかみ合わせがよく，クラックが無い。　(施設改造工事は除く) □ 天端の仕上げが良い。 □ 端部の仕上げが良い。 □ 小型構造物の仕上げが良い。 □ 既設構造物との取り合いが良い。 □ 全体的な美観が良い。 ●判定基準 該当　5項目以上　・・・・・a 該当　4項目　・・・・・b 該当　3項目　・・・・・c 該当　2項目以上　・・・・・d

別紙－3⑥

※ 該当するものに”レ”をする。

【検査員】

考査項目	細別	対 応 事 項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
4 工事特性	① 施工条件等への対応	■構造物の特殊性への対応	
		□ 1 対象構造物の高さ，延長，施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事	・ 切土の土工量:20万m3以上 ・ 護岸・築堤の平均高さ:10m以上 ・ ダム用水門の設計水深:25m以上 ・ 揚排水機場の吐出管径:2,000mm以上 ・ 堰又は水門の径間数:3径間以上 ・ トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上 ・ トンネル(沈埋工法)の内空平均面積:300m2以上 ・ 地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上 ・ 流路工の計画高水流量:500m3以上 ・ ダムの堤高:150m以上 ・ 橋梁下部工の高さ:30m以上 ・ 盛土の土工量:15万m3以上 ・ トンネル(シールド)の直径:8m以上 ・ 樋門又は樋管の内空断面積:15m2以上 ・ 堰又は水門の最大径間長:25m以上 ・ 堰又は水門の扉体面積:50m2/門以上 ・ トンネル(NATM)の内空平均面積:100m2以上 ・ 海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深:10m以上 ・ 浚渫工の浚渫土量:100万m3以上 ・ 砂防ダムの堤高:15m以上 ・ 転流トンネルの流下能力:400m3/s以上 ・ 橋梁上部工の最大支間長:100m以上 ・
		□ 2 対象構造物の形状が複雑であることなどから，施工条件が特に変化する工事	・ 砂防工事などにおいて，現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		□ 3 その他 理由:	・ その他，構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・ その他，技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・ 地山強度が低い又は土被りが薄いため，FEM解析などによる検討が必要な工事。
		※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば1点の加点とする。	

		■都市部等の作業環境，社会条件等への対応	
		□ 4 地盤の変形，近接構造物，地中埋設物への影響に配慮する工事	・ 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・ 市街地等の家屋密集地での，鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・ 監視などの結果に基づき，工法の変更を行った工事。
		□ 5 周辺環境条件により，作業条件，工程等に大きな影響を受ける工事	・ ガス管，水道管，電話線等の支障物件の移設について，施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・ 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・ そのほか各種制約があり，施工に特に厳しい制限を受けた工事。
		□ 6 周辺住民等に対する騒音･振動を特に配慮する工事	・ 市街地での夜間工事。 ・ DID地区での工事。
		□ 7 現道上での交通規制に大きく影響する工事	・ 日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・ 供用している自動車専用道路等の路上工事で，交通規制が必要な工事。 ・ 工事期間中の大半にわたって，交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
		□ 8 緊急時に対応が特に必要な工事	・ 緊急時の作業があり，その作業の全てに対応した工事。
		□ 9 施工箇所が広範囲にわたる工事	・ 作業現場が広範囲に分布している工事。
		□ 10 その他 （理由：	・ 施工ヤードの広さや高さに制限があり，機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・ その他，周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば1点の加点とする。	

別紙－3⑦

※ 該当するものに"レ"をする。 【検査員】

考査項目	細別	対 応 事 項	【事例】 具体的な施工条件等への対応事例
		■厳しい自然・地盤条件への対応	
		□ 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	・ 河川内の橋脚工事において地下水位が高く，ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・ 支持地盤の形状が複雑なため，深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・ 施工不可能日が多いことから，施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
		□ 12 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	・ 海岸又は河川区域内のため，設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く，主に作業船や台船を使用する工事。 ・ 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。
		□ 13 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	・ 砂防工事などにおいて，現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・ 鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・ 供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		□ 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	・ 作業現場が広範囲に分布している工事。
		□ 15 その他 （理由：	・ その他，自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・ その他，災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば1点の加点とする。	
		■長期工事における安全確保への対応	
		□ 16 12ヶ月を超える工期で，事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）	・ ・
		□ 17 その他 （理由：	・ ・
		※上記の対応事項に1つ以上のレ点が付けば1点の加点とする。	
	評価	【工事特性のキーワード評価】 評 点： 点	

※1. 工事特性は,最大4点の加点評価とする。
※2. 立会人が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
※3. 評価にあたっては,立会人等の意見も参考に評価する。

別紙－3⑧

※ 該当するものに”レ”をする。 【検査員】

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
6 社会性等	① 地域への貢献等	優れいている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
		□ 周辺環境への配慮（防塵・散水等）に積極的に取り組んだ。 □ 地域が主催する行事等に協力し，地域とのコミュニケーションを図った。 □ 道路，水路清掃などを積極的に実施し，地域に貢献した。 □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど，積極的に周辺地域との調和を図った。 □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して，積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ 災害時などにおいて，地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ その他 （理由： ）				●判定基準 該当 4 項目以上・・・・・a 該当 3 項目 ・・・・・a’ 該当 2 項目 ・・・・・b 該当 1 項目以上・・・・・b’

別紙－3⑨

※ 該当するものに”レ”をする。　　　　【検査員】

考査項目	細別	
8 法令遵守等	I 法令遵守等	(下記)

措　置　内　容	点　数
□ 1. 指名除外3ヶ月以上	-20 点
□ 2. 指名除外2ヶ月以上3ヶ月未満	-15 点
□ 3. 指名除外1ヶ月以上2ヶ月未満	-13 点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10 点
□ 5. 文書注意	-8 点
□ 6. 口頭注意	-5 点
□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが，当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため，口頭注意以上の処分が行われなかった場合 （もらい事故，交通事故は含まない）	-3 点
□ 8. その他 理由：	
□ 9. 該当項目なし	

① 本考査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は,施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは,請負契約書の記載内容（工事名,工期,施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは,当該工事現場に従事する現場代理人,監理技術者,主任技術者,品質証明員,請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し,それを履行するために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が,受注者の責により履行されなかった場合は,8. その他の項目で減ずる措置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて，虚偽の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄，砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し，送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し，送検等された。
- 9. 監督又は検査の実施を，不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に支払っていない，不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により，逮捕又は送検された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員，準構成員，企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは，「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利，砂，防音シート，軍手等の物品の納入，土木作業員やガードマンの受け入れ，土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. その他
  （理由：　　　　　　　　　　　　）